

部長会議付議事案書（報告）

（令和7年5月7日）

提案課名 森林ふれあい課

報告者名 北村 栄

<p>事案名</p>	<p>「秦野市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」の策定について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>令和3年10月に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、取組みの対象が公共建築物から建築物全体へと拡大されました。これに伴い、神奈川県では、令和4年4月に「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する基本方針」を改正しました。</p> <p>これらを踏まえ、本市においても、市内における建築物等の整備に、積極的に秦野産木材又は県産木材等の利用を促進するため、平成25年4月に策定した「秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する基本方針」（以下「旧方針」という。）を廃止し、「秦野市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」（以下「新方針」という。）を、令和7年3月に策定しましたので、報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 新方針 資料1のとおり（旧方針と異なる箇所を下線を引いています。） 2 旧方針 資料2のとおり</p>	
<p>経過</p>	<p>平成25年4月 8日 旧方針の策定 令和 6年5月 県主催会議で法改正に伴う補助制度等の周知 令和 7年2月 庁内意見照会 3月31日 旧方針の廃止、新方針の策定</p>	
<p>今後の進め方</p>	<p>公共建築物については、庁内会議等を通じて、新方針や生涯を通した木とのふれあいを目的とした「木のある暮らし事業」の趣旨を全庁的に共有するとともに、公共施設の整備や修繕の際には、秦野産木材の積極的な活用を図ります。</p> <p>民間建築物については、「秦野市快適な住まいづくり補助金」の対象を、非住宅にも拡大することを検討するとともに、市ホームページや商工会議所等を通じて、新方針を事業者等へ周知し、秦野産木材の活用促進を図ります。</p> <p>これらの取組みにより、森林資源の循環を加速させ、持続可能な脱炭素社会の構築につなげます。</p>	

秦野市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

(趣旨)

第1 本市域の約5.2%を占める森林は、木材の生産をはじめ、水源かん養、洪水や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有しており、市民に多くの恩恵と快適な生活環境をもたらしている。この大切な森林を豊かで健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、森林を保全・再生し、循環・継続的に利用することが重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない等の特性を有している。このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や循環型社会の形成に貢献するだけでなく、脱炭素社会の実現にもつながるものとして大いに期待されている。

こうした中、令和3年10月に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、取組の対象が公共建築物から建築物全体へと拡大された。

これらを踏まえ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、市内における建築物等の整備において、積極的に秦野産木材又は県産木材等の木材の利用を促進するための方針を定めるとともに、本市が行う公共建築物の整備において先導的に秦野産木材又は県産木材等による木造化、木質化を進め、木材の利用促進を図るため、この方針を策定する。

(用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物のほか、ベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物をいう。
- (2) 備品 備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）をいう。
- (3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を

木造とすることをいう。

- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品における木材利用をいう。
- (6) 秦野産木材 市内で生産された素材並びにその素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (7) 県産木材 県内で生産された素材並びにその素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (8) 品質認証材とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 日本農林規格等に関する法律に基づく日本農林規格（J A S）の認証を受けた木材
 - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした県産木材
 - ウ 他の地方公共団体において定める品質基準を満たした木材

（木材利用の意義）

第3 建築物等における木材利用については、次に掲げる意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- (2) 再生産可能な資源である木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

（市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項）

第4 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物等

別表1に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、秦野産木材及び県産木材を使用するよう努める。ま

た、備品については、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図る。

(2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、秦野産木材及び県産木材を使用するよう促す。

(本市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第5 本市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は、次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表2に掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は特定主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、別表2により木造化ができない場合でも、積極的に木質化を推進するものとする。

(2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラー等の導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物等の適切な維持管理を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とする設備や器具の導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

本市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、別表3に掲げる場合を除き、概ね50パーセント以上（体積換算）秦野産木材及び県産木材を使用するものとする。また、品質認証材も積極的に導入を図る。

(市内における木材の適切な供給の確保に関する事項)

第6 本市は、秦野産木材の適切な供給の確保を図るため、森林所有者や素材

生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携して、施業の集約化等による生産性の向上に努め、産地や品質が明らかな木材の供給体制の整備に取り組むものとする。

(木材利用のPR及び普及の推進)

第7 本市は、自ら整備する公共建築物等（別表1(1)）の木造化、木質化の実施に当たっては、市民が触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、秦野産木材のPR及び普及に努める。

(関係団体等への協力依頼)

第8 本市は、本市以外の者が整備する公共建築物等（別表1(2)）についても、積極的に秦野産木材が使用されるよう、その整備主体に働きかけ、理解を得るとともに、協力の依頼に努める。

(建築物木材利用促進協定制度の周知)

第9 本市は、建築物等における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し、建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

附 則

(適用期日)

- 1 この方針は、令和7年3月31日から適用する。
(秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する基本方針の廃止)
- 2 秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する基本方針（平成25年4月8日施行）は、廃止する。

別表1 木材利用を促進すべき公共建築物

(1) 本市が整備する公共建築物

公共用又は公用に使用する建築物であって、広く市民一般の利用ができるもの

種別	具体例
教育施設	幼稚園、小学校、中学校
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、診療所、保健センター等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館、公民館等
都市・住宅施設	公園、市営住宅等
行政施設	庁舎等
公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等における工作物

(2) 本市以外の者が整備する (1)に準じる公共建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上につながるなど公共性が高いと認められる建築物

種別	具体例
教育施設	幼稚園、小学校、中学校
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館等
公共工作物	ベンチ、外構施設等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

別表2 建築物を木造化できない場合

- | |
|--|
| <p>(1) 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化できない場合</p> <p>(2) 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難な場合</p> <p>(3) その他建築物の木造化が困難な場合</p> |
|--|

別表 3 秦野産木材又は県産木材の使用が困難な場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 法令の規定等により秦野産木材又は県産木材の使用が困難な場合(2) 秦野産木材又は県産木材による供給が困難な場合(3) その他の理由により秦野産木材又は県産木材の使用が適当でない場合 |
|--|

秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する基本方針

(趣旨)

第1 この基本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第9条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針」(平成23年12月22日改正)に準じ、市内の公共施設における秦野産材の利用の促進のための必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「公共施設」とは、公共の用又は公用に供する建築物及び工作物をいい、広く市民一般の利用に供されるものをいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物又は工作物の柱、はり、けた、小屋組み、壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物又は工作物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (4) 「秦野産材」とは、秦野市内の森林から産出された原木を使用した素材並びに当該素材を材料とする製材及び木製品をいう。

(公共施設における秦野産材の利用促進の意義)

第3 秦野市が公共施設において秦野産材を利用することにより、木材の需要拡大を図り、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関して市民の理解を深める。

(1) 木材利用による質の高い公共空間の創造

木材は、安らぎや温もりを感じ、周囲の景観に溶け込むなどの視覚的効果があるほか、断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、公共施設に使用することにより快適で質の高い公共空間を幅広く提供し、木の良さや大切さを実感する機会を幅広く提供することができる。

(2) 適正な森林整備の推進、地域経済の活性化

秦野産材の需要を拡大することにより、林業の振興を通じた森林の適正

な整備を進め、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化等を図ることができる。

(公共施設における秦野産材の利用のための施策に関する基本的事項及び利用の目標)

第4 公共施設における秦野産材の利用のための施策に関する基本的事項及び利用の目標は次のとおりとする。なお、以下において秦野産材を利用することが困難な場合には、神奈川県産材をはじめとする国産材の利用を図ることとする。

(1) 公共建築物における秦野産材の利用の促進

広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設、公営住宅等のほか、市の事務・事業に使用される庁舎等に加え、駅、サービスエリア、病院等、民間等が整備する公共的な建築物等について秦野産材の利用の促進を図る。

これらについては、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含めて公共建築物における内装等の木質化を促進する。^{*1}

ただし、災害応急活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化、木質化になじまない又は木造化、木質化を図ることが困難と判断されるものについては対象としないものとする。

また、公共建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、秦野産材を原材料として使用した物品の利用の促進を図る。

(2) 公共工作物における秦野産材の利用の推進

秦野市の環境特性も踏まえ、公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきている一方、建築材等に向かない材についても土木事業では使用可能であることから、一層の需要の拡大を図るために、法面保護や護岸、水路、ガードレールの整備など公共土木事業等における秦野産材の利用を推進する。

また、屋外に設置する案内板やベンチ、東屋等についても、秦野産材の使用を図る。

(3) 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用をさらに進めるため、木質資源を燃料とする暖房機器やボイラーの導入等について、木質資源の安定的な供給の確保や公共施設の特長等を考慮しながらその推進を図る。

(4) その他

ア 住宅への秦野産材の利用の推進

地域の人々が快適かつ安心に、また愛着をもって住める住宅づくりを推進していくため、地域の木材生産者、工務店等、木材生産、加工、住宅建築に携わる者等と連携し、住宅での秦野産材利用を推進する。

イ 仮設住宅等への利用の検討

災害時に速やかに対応できるよう、秦野産材を利用した仮設住宅の備蓄等について研究、検討、他自治体との連携等を進める。

(普及啓発)

第5 市は、公共施設及び公共土木事業における秦野産材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

公共施設の管理者等は、多くの市民が秦野産材を利用した木造施設に親しみ、秦野産材の持つ良さや秦野産材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第6 市は、林業関係者と協力し、秦野産材の認証制度の整備等を通じて、質の高い秦野産材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、秦野産材利用に関する技術の開発・普及並びに秦野産材の流通及び製品等に関する情報の収集、提供等に努める。

附 則

この方針は、平成25年4月8日から施行する。

※1 法令により、不燃材及び難燃材による施工が求められる施設においても、木材の不燃化や難燃化の加工をすることにより利用可能となる。